

令和6年度

美唄市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

美唄市監査委員

令和6年度 美唄市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月7日まで

3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 健全化判断比率が法令等の趣旨に沿って適正に算定されているか

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を求め、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率	R6年度	R5年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
① 実質赤字比率	—	—	—	13.55 %	20.00 %
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.55 %	30.00 %
③ 実質公債費比率	10.1 %	11.0 %	△ 0.9	25.0 %	35.0 %
④ 将来負担比率	74.5 %	74.2 %	0.3	350.0 %	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質収支が黒字のため、比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率

連結実質収支が黒字のため、比率は算定されない。

③ 実質公債費比率

令和6年度は10.1%で、令和5年度より0.9ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

令和6年度は74.5%で、令和5年度より0.3ポイント増加し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

令和6年度 美唄市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月7日まで

3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 資金不足比率が法令等の趣旨に沿って適正に算定されているか

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を求め、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

公営企業会計	R6年度	R5年度	増 減	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	—	20.0 %
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	

(2) 個別意見

いずれの会計においても資金不足は生じていないため、比率は算定されない。

むすび

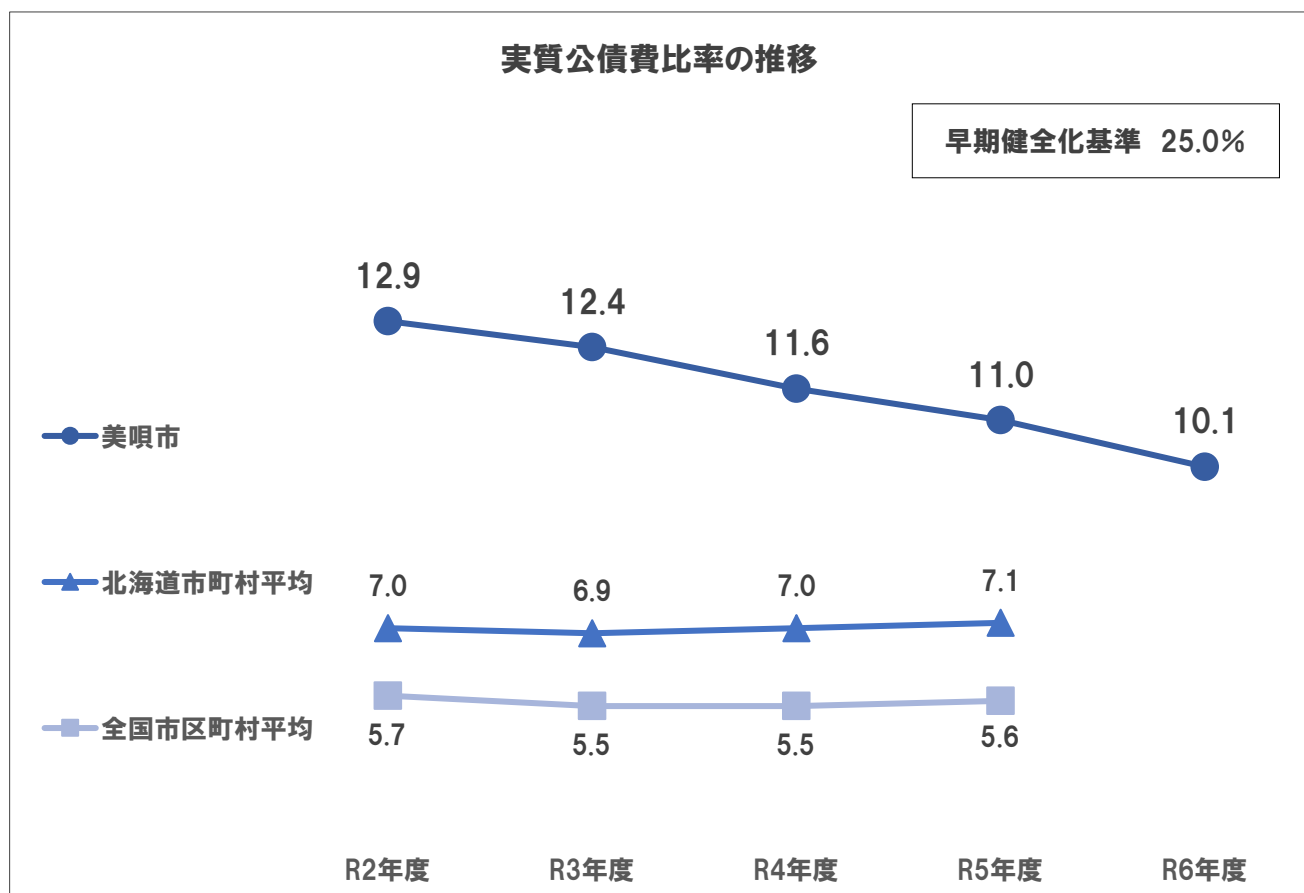
健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という）に基づき算定するもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかひとつでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。また、資金不足比率も同様に、経営健全化基準を超えた公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。

令和 6年度の各比率は、全て基準を下回っているが、今後も引き続き健全な財政運営が保たれるよう、次のとおり意見する。

1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率

収入の確保と効率的な支出を行い、今後も全ての会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じないように健全な財政運営に努められたい。

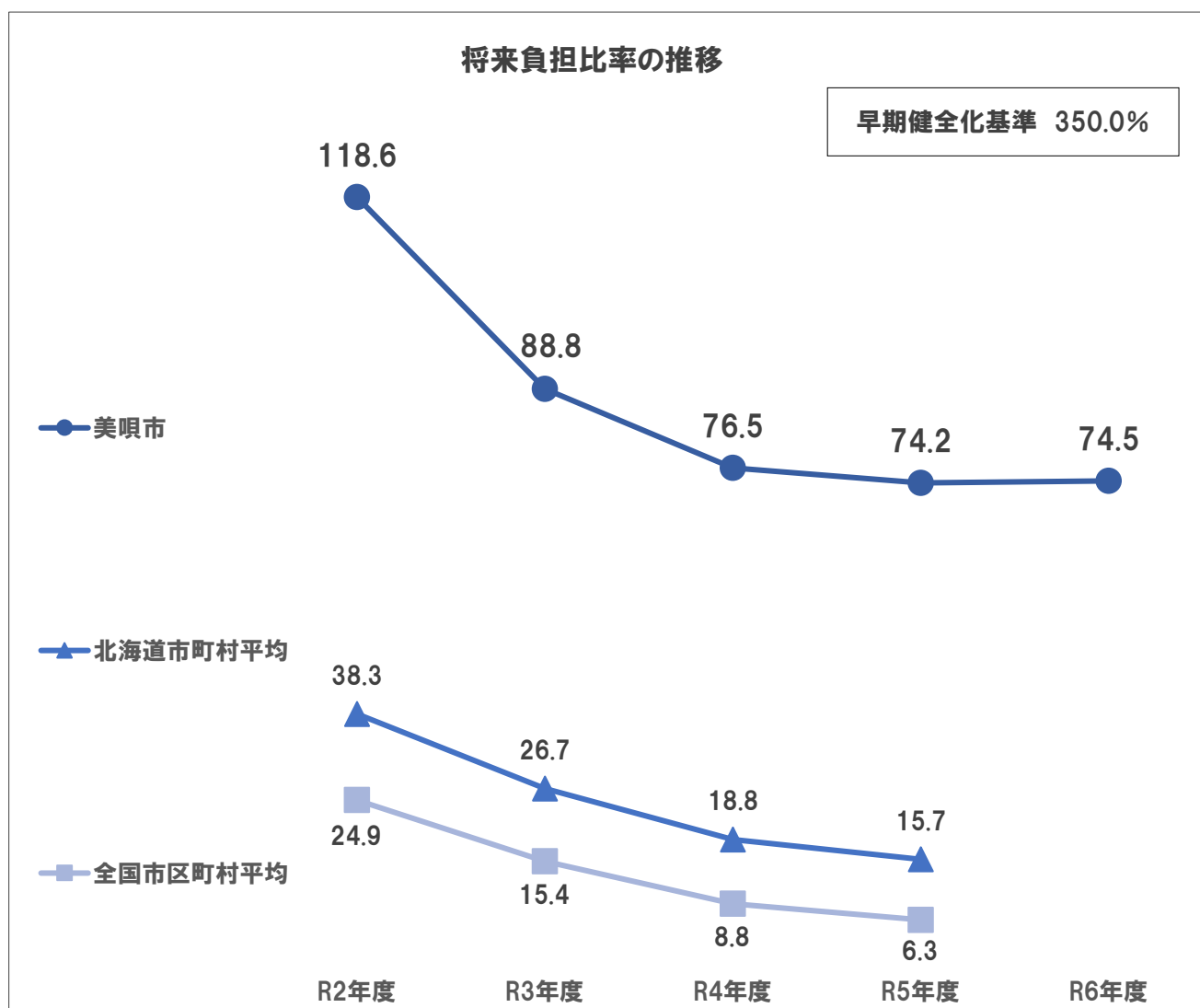
2 実質公債費比率、将来負担比率



（単位：％）

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
美唄市	12.9	12.4	11.6	11.0	10.1
北海道市町村平均	7.0	6.9	7.0	7.1	
全国市区町村平均	5.7	5.5	5.5	5.6	

* 北海道の平均は北海道庁、全国の平均は総務省が公表している数値



(単位: %)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
美唄市	118.6	88.8	76.5	74.2	74.5
北海道市町村平均	38.3	26.7	18.8	15.7	
全国市区町村平均	24.9	15.4	8.8	6.3	

※北海道の平均は北海道庁、全国の平均は総務省が公表している数値

実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全化法上問題はないが、北海道や全国市町村の平均値も参考にされ、より健全な財政運営と将来世代の負担軽減を図られるようお願いしたい。

また、財政調整基金等の基金残高は、将来負担比率の算定に大きく関わる要素であり、基金残高の増加が将来負担比率の減少につながるため、引き続き基金残高の確保に努められたい。

令和6年度 美唄市健全化判断比率及び資金不足比率審査資料

1 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称で、地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

基 準	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化	13.55%	18.55%	25.0%	350.0%
財政再生	20.00%	30.00%	35.0%	

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等(*1)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(*2)に対する比率。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいわれる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{令和6年度 実質赤字比率} = \frac{\text{① } \Delta 401,270}{\text{② } 8,852,030} = \text{実質収支が黒字のため比率は算定されない}$$

【実質赤字額の算定】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 (b+c)-a
一般会計等 d+e	19,490,140	19,086,104	2,766	△ 401,270 ①
一般会計 d	19,474,547	19,035,209	2,766	△ 436,572
市民バス会計 e	15,593	50,895	0	35,302

一般会計等の歳入・歳出総額は一般会計と市民バス会計相互間の重複額(繰入金、繰出金)を控除した純計
実質赤字額は正の値で表す(負の値は黒字を表す)

市民バス会計 歳入総額 f-g	15,593
歳入決算額 f	50,895
一般会計からの繰入金 g	35,302

一般会計 歳出総額 h-i	19,035,209
歳出決算額 h	19,070,511
市民バス会計への繰出金 i	35,302

【標準財政規模の算定】

標準財政規模 j+k+l	8,852,030 ②
標準税収入額等 j	2,666,367
普通交付税 k	6,166,921
臨時財政対策債発行可能額 l	18,742

*1 一般会計と特別会計のうち普通会計に相当する会計で、美唄市では一般会計、市民バス会計が該当する

*2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。
全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいわれる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{array}{c} \text{令和6年度} \\ \text{連結実質赤字比率} \end{array} = \frac{\overset{\text{①}}{\Delta 1,244,095}}{\underset{\text{②}}{8,852,030}} = \text{連結実質収支が黒字のため} \\ \text{比率は算定されない}$$

【一般会計・特別会計の実質赤字額の算定】

(単位：千円)

一 般 ・ 特 別 会 計	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一 般 会 計 等 (一般+市民バス会計)	19,490,140	19,086,104	2,766	△ 401,270
国民健康保険会計	2,657,759	2,647,848	0	△ 9,911
介護保険会計	3,123,194	3,056,535	0	△ 66,659
介護サービス事業会計	267,420	267,326	94	0
後期高齢者医療会計	792,275	790,566	0	△ 1,709

実質赤字額は正の値で表す(負の値は黒字を表す)

【公営企業会計の資金不足額の算定】

公 営 企 業 会 計	流 動 負 債				算入地方債 f
	流動負債	控除企業債等	その他 控除額	控除後の 流動負債 e	
病 院 事 業 会 計	597,970	159,006	0	438,964	0
水 道 事 業 会 計	251,584	226,797	0	24,787	85,990
工業用水道事業会計	25,308	16,837	0	8,471	56,750
下水道事業会計	874,278	870,564	0	3,714	0

公 営 企 業 会 計	流 動 資 産			h = e + f - g	解消可能 資金不足額 i	資金不足額 i=0のときh h<iのとき0
	流動資産	控除財源 ・ 控除額	控除後の 流動資産 g			
病 院 事 業 会 計	1,101,115	0	1,101,115	△ 662,151	0	△ 662,151
水 道 事 業 会 計	142,011	0	142,011	△ 31,234	0	△ 31,234
工業用水道事業会計	26,620	0	26,620	38,601	64,620	0
下水道事業会計	74,875	0	74,875	△ 71,161	0	△ 71,161

資金不足額は正の値で表す(負の値は資金不足が生じないことを表す)

【連結実質赤字額の算定と標準財政規模】

連結実質赤字額 (実質赤字額+資金不足額)	△ 1,244,095
標準財政規模	8,852,030

① 連結実質赤字額は正の値で表す
② (負の値は黒字を表す)

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(*3)に対する比率。

地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいわれる。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

令和6年度 実質公債費比率 (3か年平均)	R6 (9.28255 +	R5 11.29010 +	R4 9.90862)	= 10.1 %
	3			

【単年度の実質公債費比率の算定】

$$\text{令和6年度} = \frac{\text{①} (1,659,358 + \text{②} 644,983) - (\text{③} 141,786 + \text{④} 1,478,063)}{\text{⑤} 8,852,030 - \text{④} 1,478,063} = 9.28255 \%$$

$$\text{令和5年度} = \frac{(1,650,606 + 760,254) - (156,016 + 1,432,562)}{8,715,775 - 1,432,562} = 11.29010 \%$$

$$\text{令和4年度} = \frac{(1,622,361 + 767,542) - (162,675 + 1,497,114)}{8,865,584 - 1,497,114} = 9.90862 \%$$

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
地方債の元利償還金	1,659,358	1,650,606	1,622,361	①
準元利償還金	644,983	760,254	767,542	②
特定財源	141,786	156,016	162,675	③
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,478,063	1,432,562	1,497,114	④
事業費補正による算入額	481,987	455,416	557,117	
災害復旧費等に係る算入額	973,409	961,112	925,444	
密度補正による算入額	22,667	16,034	14,553	
標準財政規模	8,852,030	8,715,775	8,865,584	⑤

*3 標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(*3)に対する比率。

一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいわれる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{令和6年度 将来負担比率} = \frac{\text{① } 25,949,854 - (\text{② } 3,575,597 + \text{③ } 998,148 + \text{④ } 15,880,230)}{\text{⑤ } 8,852,030 - \text{⑥ } 1,478,063} = 74.5\%$$

【将来負担額比率の算定】

(単位：千円)

将来負担額	25,949,854	①
地方債現在高	14,747,821	
債務負担行為に基づく支出予定額	0	
公営企業債繰入見込額	7,830,038	
退職手当負担見込額	3,354,495	
設立法人(第三セクター)負債等負担見込額	17,500	
連結実質赤字額	0	
充当可能基金	3,575,597	②
特定財源見込額	998,148	③
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,880,230	④
標準財政規模	8,852,030	⑤
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,478,063	⑥

*3 標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額

2 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいわれる。

資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

令和6年度 資金不足比率

$$\text{病院事業会計} = \frac{\overset{\textcircled{1}}{\Delta 662,151}}{1,195,181} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

$$\text{水道事業会計} = \frac{\overset{\textcircled{2}}{\Delta 31,234}}{481,518} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

$$\text{工業用水道事業会計} = \frac{0}{3,810} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

$$\text{下水道事業会計} = \frac{\Delta 71,161}{429,335} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

【資金不足額の算定】

(単位：千円)

公営企業会計	資金不足額
病院事業会計	$\Delta 662,151$ ①
水道事業会計	$\Delta 31,234$
工業用水道事業会計	0
下水道事業会計	$\Delta 71,161$

公営企業会計の資金不足額は、連結実質赤字比率の算定に用いた資金不足額と同じ

資金不足額は正の値で表す(負の値は資金不足が生じていないことを表す)

【事業の規模の算定】

公営企業会計	医業・営業収益 a	受託工事収益 b	事業の規模 a-b
病院事業会計	1,195,181		1,195,181 ②
水道事業会計	481,518	0	481,518
工業用水道事業会計	3,810	0	3,810
下水道事業会計	429,335	0	429,335